

岡崎市地域公共交通網形成計画（仮称）の策定について

1、岡崎市地域公共交通網形成計画（仮称）について

岡崎市地域公共交通網形成計画（仮称）（以下「形成計画」という。）とは、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年10月1日施行）（以下「活性化再生法」という。）に基づき、市町村が主体となって地域の関係者（市民、交通事業者、道路管理者、警察、学識経験者等）による協議会を設置し協議のうえ、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため策定する計画です。

※活性化再生法の一部を改正する法律（平成26年5月21日公布）の施行が前提

2、形成計画策定の目的

高齢社会の進展や、中心市街地の衰退、マイカー社会の進行などの社会問題へ対応するため、自動車に過度に依存した交通体系から、地域の交通事情を踏まえ、公共交通が便利で使いやすく、歩行者や自転車が安全に安心して移動でき、自動車を加えたそれぞれの交通手段が連携した交通体系への転換をめざして、「岡崎市総合交通政策」及び「岡崎市地域公共交通総合連携計画」を策定し、様々な取り組みを実施してきました。

今回、岡崎市総合交通政策の改定を行ったことのほか、交通政策基本法の制定や活性化再生法の改正に伴い、持続可能な公共交通網を実現するため形成計画を策定します。

なお、本計画に位置づける地域ぐるみの利用促進、公共交通サービスの情報提供等、継続的に実施される取組みを「地域協働推進事業」として国の認定を受け、その取組みに対して、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域協働推進事業費補助金）や地域間幹線系統やフィーダー系統に対する支援の拡大を受けることができます。

3、本市における位置づけ

形成計画は総合交通政策の下位計画として、総合交通政策で示された施策を各種交通関連計画との整合を図りつつ、地域公共交通の活性化及び再生に資する事業プログラムとして策定します。

また、形成計画に基づき、フィーダー系統確保維持計画のほか地域協働推進事業計画を策定します。

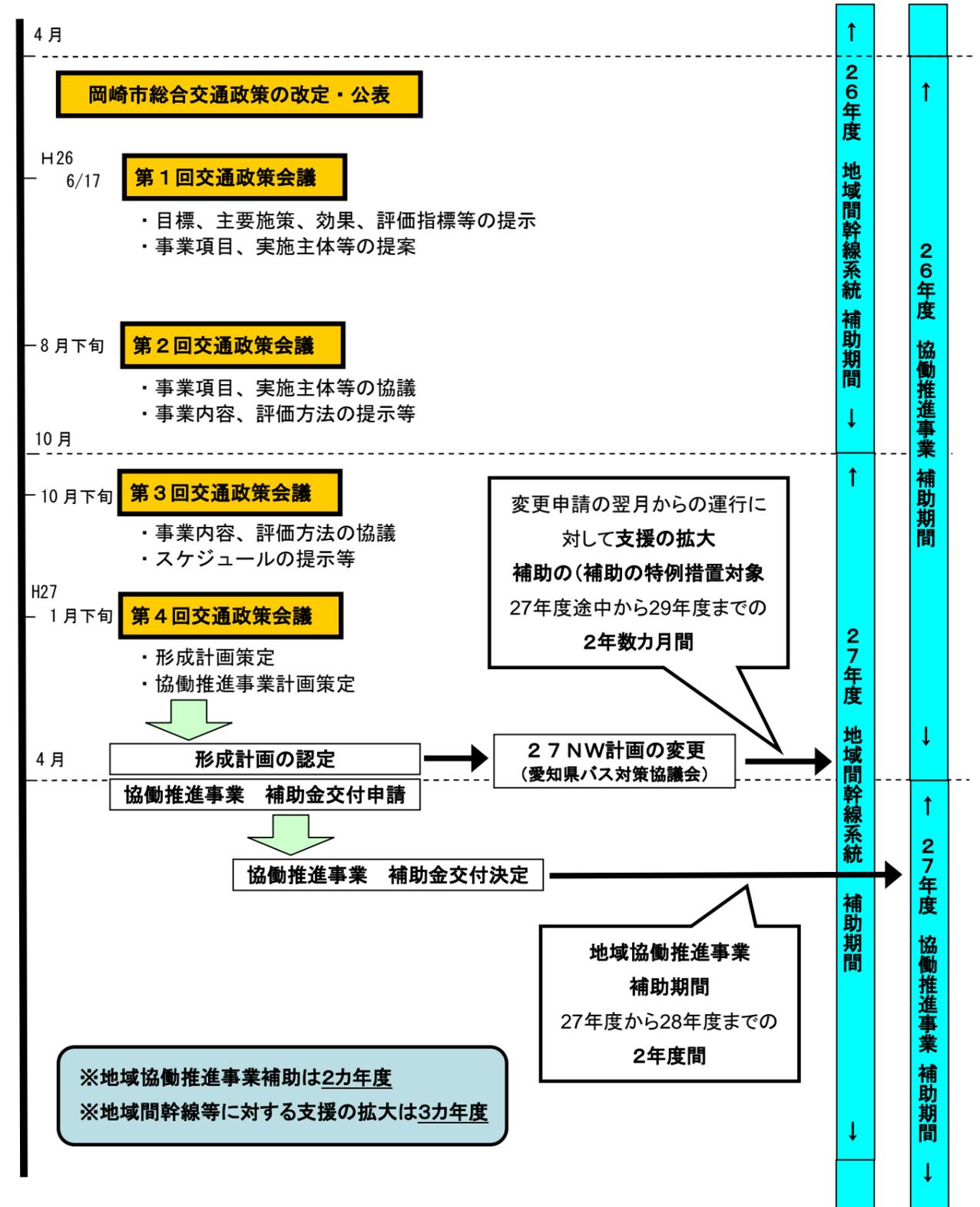
4、策定主体

岡崎市（活性化再生法に規定する法定協議会である交通政策会議で協議）

5、計画に定める事項

- (1) 基本的な方針
- (2) 区域
- (3) 目標
- (4) 目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
- (5) 達成状況の評価に関する事項
- (6) 計画期間

6、協議・策定等スケジュール



7、形成計画の概要

(1) 基本的な方針

地域公共交通の活性化再生の推進については、改定した岡崎市総合交通政策において定めた基本方針を基軸に進める。

(2) 目標

- ①各種交通手段が連携し、だれもが使いやすく、移動しやすい利便性の高い公共交通ネットワークの確保・維持
- ②市民・交通事業者・地域団体など多様な主体との協働による地域公共交通の確保・維持
- ③快適で利用しやすい公共交通利用環境の整備、だれにでもわかりやすい公共交通利用案内の充実や市民の交通行動の変容を促す取り組みによる公共交通の活性化

(3) 計画期間

平成26年度～平成32年度

(4) 目標実現に向けた主要施策

① 公共交通の整備

公共交通ネットワークとバスネットワークの確保・維持、バス基幹軸（交通拠点間バス）の整備、地域内交通の整備、バス路線の確保・維持、バス基幹軸と地域内交通の連携、まちなか等における既存バス路線の改善と利便性の高い循環型バス運行、観光交流の促進に向けた交通環境の整備、隣接都市へのバス路線維持・連携強化

② 公共交通の利用促進

バス走行環境の改善、バス停の待合環境等の整備、交通結節点・乗換拠点の整備、交通バリアフリー化の推進、鉄道輸送の安全確保、愛知環状鉄道の機能強化、運賃制度の改善・割引制度等の導入、公共交通情報の提供、公共交通利用案内の充実、交通行動の変容を促す取り組み

(5) 主要施策により期待される効果及び評価指標

① 期待される効果

- ・公共交通サービスが向上して利用しやすくなります。
- ・将来にわたり持続可能な公共交通とすることができます。
- ・みんなで公共交通を確保維持していく意識が生まれます。
- ・まちなかへのアクセスや、まちなかでの乗り継ぎが便利になります。
- ・自動車以外の交通手段を利用する人が多くなります。
- ・公共交通や自転車、徒歩の利用機会が増えます。

② 評価指標

公共交通利用者の増加、バス利用者数の増加、まちなかの鉄道駅や主要なバス停の利用者数の増加、まちなかの自転車駐車場の利用台数の増加、公共交通利用の満足度向上、公共交通利用の不満減少、自動車以外の交通手段利用率の向上、公共交通の利用機会の増加

(6) 目標実現に向けた主要施策

区分	主要施策	事業内容	実施主体
公共交通の整備	公共交通ネットワークとバスネットワークの確保・維持	バス基幹軸及び地域内交通の確保維持及び改善	岡崎市・バス事業者
	バス基幹軸(交通拠点間バス)の整備	南北・東西及び環状のバス基幹軸の運行及び改善	岡崎市・バス事業者
	地域内交通の整備	額田地域の乗合タクシー等の運行及び改善 矢作地域等における地域内交通の運行検討	岡崎市・バス事業者・ タクシー事業者
	バス路線の確保・維持	赤字バス路線への補助による運行 廃止申出路線を含む既存バス路線の改善	バス事業者・岡崎市
	バス基幹軸と地域内交通の連携	バス基幹軸及び地域内交通の確保維持及び改善 相互の乗継利便の向上	バス事業者・岡崎市
	まちなか等における既存バス路線の改善と利便性の高い循環型バス運行	既存バス路線の改善 まちバスの運行改善	岡崎市・バス事業者
	観光交流の促進に向けた交通環境の整備	観光モデルルートの設定 バス・タクシー周遊コースの検討	岡崎市・バス事業者・ タクシー事業者
	隣接都市へのバス路線維持・連携強化	地域間幹線系統(広域バス)の確保維持及び改善 コミュニティバスの相互乗り入れ	バス事業者・岡崎市
公共交通の利用促進	バス走行環境の改善	バス停車帯・バス優先レーンの検討・設置 PTPSの拡大検討	岡崎市
	バス停の待合環境等の整備	バス停上屋ベンチの整備、バスロケ表示機の整備	バス事業者
	交通結節点・乗換拠点の整備	交通情報の提供、自転車駐車場の整備 鉄道駅のバリアフリー化	鉄道事業者・バス事業者・ 岡崎市
	交通バリアフリー化の推進	鉄道駅のバリアフリー化 ノンステップバスの導入	鉄道事業者・バス事業者・ 岡崎市
	鉄道輸送の安全確保	愛知環状鉄道の設備修繕等	鉄道事業者・岡崎市
	愛知環状鉄道の機能強化	ICカード導入・複線化の検討	鉄道事業者・岡崎市
	運賃制度の改善、割引制度等の導入	乗継等割引運賃設定、企画切符の発行	バス事業者・岡崎市ほか
	公共交通情報の提供	公共交通マップの配布(多言語化) 協議会ホームページの作成	交通政策会議 (法定協議会)
	公共交通利用案内の充実	交通結節点での交通情報の提供	岡崎市ほか
	交通行動の変容を促す取り組み	高齢者や中高生等へのMM(モビリティマネジメント)の実施 事業者や通勤者等へのMMの実施 利用啓発イベント(公共交通に親しむ日)等の実施	岡崎市・バス事業者・ 交通政策会議 (法定協議会)ほか

8、その他

活性化再生法の一部を改正する法律の施行や、交通政策基本計画の策定など交通施策の変化等を踏まえた内容として策定を進めます。